

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
葉隠勇進株式会社	代表取締役 大隈 太嘉志	東京都港区芝四丁目13-3PM0田町東10F

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和6年6月26日から令和6年8月25日まで（2月）
指名停止の理由	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反で、令和6年5月22日に、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。 ※香南市指名停止措置要綱（独占禁止法違反行為） 「県外の他の公共機関が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当